

## 令和6年第7回教育委員会会議

令和6年5月22日

午前 9時30分 開会

### 1 開会宣言

○廣瀬教育長 ただいまから令和6年第7回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議欠席者を教育総務課長から報告をお願いします。

○森教育総務課長 本日、図書館長が欠席をさせていただきます。

議案第14号「四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命について」の説明者として、山路青少年育成室長が出席いただいております。

引き続き、議案第15号「四日市市社会教育委員の委嘱について」の説明者として、澁谷市民生活課長補佐が出席となっております。

加えまして、本日、資料の差し替えがございます。39分の26ページからの議案第17号「動産の取得について」でございますが、こちらにつきましては事前にデータで配付させていただいております資料から変更がございますので、恐縮ですが、お手元に配付させていただいた紙資料のほうで本日はお願いをさせていただきたいと思っております。また本日、そういった修正版のデータにつきましては、会議が終わった後にタブレットにあらためて格納させていただきますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○廣瀬教育長 はい、傍聴者はお見えですか。

○伊藤教育総務課主幹 本日、傍聴者はありません。

### 2 会議録の承認

○廣瀬教育長 それでは、さきにお渡ししております、令和5年第14回及び令和6年第1回の会議録について、何かございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 よろしいでしょうか。それでは承認といたします。

### 3 会議録署名者の決定

○廣瀬教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、伊藤委員と堀委員とでお願いしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですから、提案どおり決定をいたします。

#### 4 議事

○廣瀬教育長 これより議事に入ります。本日の議事は議案6件、協議事項1件、報告事項2件ですが、議案第17号「動産の取得について」及び報告事項「令和5年度繰越事業について」は今後、市議会等で審議・検討される事項であります。また、協議事項「令和6年度中学校教科用図書採択について」は、採択協議会の調査員名等が明らかになることで採択に支障を来す恐れがあることから、また、報告事項「いじめに関する調査報告について」は個人情報を含む案件であるため、非公開で審議する必要があると考えます。

なお、「いじめに関する調査報告について」の参加者は、副教育長、教育監、政策推進監、教育総務課長、学校教育課長、指導課長、教育支援課長、人権・同和教育課長としたいと思います。皆さん御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですから、先ほどの案件については、後ほど非公開にて審議をいたします。

##### (1) 議案

###### 議案第12号 四日市市立図書館協議会委員の任命について

○廣瀬教育長 それでは、議案の説明に入ります。議案第12号、四日市市立図書館協議会委員の任命についての説明をお願いします。教育総務課長が代わりにお願いします。

○森教育総務課長 教育総務課、森でございます。おはようございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは資料でございますが、39分の3ページを御覧いただけますでしょうか。こちら、議案第12号、四日市市立図書館協議会委員の任命についてでございます。

資料は、飛んでいただきまして39分の6ページまでお手をお運びいただけますでしょ

うか。こちら、図書館法の抜粋でございます。図書館協議会が図書館法第14条におきまして、館長の諮問機関として公立図書館におくことができると定められております。

本市では、四日市市立図書館協議会条例第2条の規定に基づき、9名の委員がいらっしゃいます。ちなみに、協議会条例は次の7ページにございますので、また御参考いただければと思います。

それでは大変恐縮ですが、資料にお戻りいただいて本誌の3ページのほうに戻らせていただきます。こちらに記載の9名の方々を図書館協議会委員として任命することについてお諮りをさせていただこうとするものでございます。ちなみに、令和5年度は5回開催いたしまして、毎回各種事業や現在の図書館の課題等について御意見を頂戴したほか、新図書館の諸室構成、動線、蔵書冊数や運営等について御議論いただき、基本構想の見直しの参考にさせていただいたところでございます。今年度の新図書館に関する事、また自動車文庫や電子図書館に関する事などについても議論していただくことを想定し、5回ほど開催する予定でございます。

10ページ、39分の4ページを御覧ください。今回、申し上げました9名の任命につきましては、御覧の通り学識経験者、図書館ボランティア、学校司書を含む9人の方々をお願いをするところでございます。任期は令和6年6月1日から令和7年5月31日までとさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○**廣瀬教育長** ただいまの説明について、何か御確認、御質問等ございませんでしょうか。伊藤委員、お願いします。

○**伊藤委員** この図書館協議会、9名という人数制限があると思うんですけども、この参考資料の協議事項であるとか、活動内容、整備等、新図書館に向けてであるとか、その中身もあって、今ちょうどそれを進めていく時期に当たっていると思うんです。そういう意味で、それぞれの委員さんがいらっしゃいますが、学校関係という視点でいうと、小学校からは校長会からの代表が出ています。ただ、新図書館のいろんな構想の中で、中学生の関わりというのも非常に重要になってくるというところがありまして、その辺り中学校、中学生から見た意見の反映などから考えると、今後、中学校関係も委員の中に入っていくことも考えていってもいいのではないかと思います。これは、意見です。この案そのものに反対というわけではありません。

○**廣瀬教育長** ありがとうございます。子どもの意見表明という観点や、今後、新図書館

と学校の連携という意味でも、そういった視点も今後検討していきたいと思います。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

御異議なければ原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですので、承認いたします。

### 議案第13号 四日市市立博物館協議会委員の任命について

○廣瀬教育長 引き続き、議案第13号、四日市市立博物館協議会委員の任命についての説明をお願いします。

○廣瀬博物館副館長 博物館副館長の廣瀬です。よろしくをお願いします。

議案第13号、四日市市立博物館協議会委員の任命について御説明いたします。

初めに、博物館協議会に関して御説明をさせていただきます。資料は39分の12ページをお開きください。博物館協議会は、博物館法において公立博物館におくことができると規定されているもので、博物館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関とされています。この協議会の委員の構成については、中段の文部省令により学校教育や社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者の中から任命することになっていまして、当館の博物館条例においても、このように規定をしているところです。

では、資料は戻りまして9ページを御覧ください。今回、協議会の委員に任命する方は、記載の5人の方となります。この5人の方を今回任命するのが、資料、次の10ページを御覧いただきまして、博物館協議会は定数20名以内で現在14人で構成をしております。選出されている団体からの委員が、今回退任されたなどの理由より、その抜けた方の分を新たに5人任命するものになります。任期は前任者の残りの期間ということで、令和7年5月31日までとなります。

最近の協議事項としましては、次の11ページですが、昨年度開館30周年を迎えた博物館のこれまでの活動の総括と、それから今後の活動方針について現在諮問をしているところで、今年度中にその方針が出される予定です。このほかにも博物館法改正に伴うデジタル・アーカイブ化や学芸員の調査研究の推進などについて意見を頂戴しております。こういったいただいた意見を基に事業化、予算化をしており、今年度末に開催する白里亭で行うミニ展示、玉井兄弟展などは、そうした事例の一つとなっています。開催頻度は年間

3回を予定しています。

説明は以上です。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御確認、御質問でしょうか。

特にないようですから、御異議なければ原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 それでは、原案のとおり承認とさせていただきます。

#### 議案第14号 四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱について

○廣瀬教育長 続きまして、議案第14号、四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱についての説明をお願いします。

○山路青少年育成室長 失礼します。青少年育成室長の山路でございます。よろしくお願ひします。

13ページ、議案第14号、四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱についてでございます。

14ページの資料を御覧ください。今年度は2年任期の2年目に当たり、番号でいきますと3番の堀田さんから9番の杉本さんまでは非改選となっております。そして、委員名簿1番の式井さん、2番の北村さんの2名が新任となっております。16ページにございます、四日市市少年自然の家運営協議会規則第3条の規定に基づき、この2名を四日市市少年自然の家運営協議会委員に委嘱することについてお諮りいただきたいと思ひます。なお、この2名につきましては、前任者の残任期間に当たります令和6年7月1日から令和7年6月30日までの任期となります。

当協議会では、15ページにありますように年2回開催し、少年自然の家の運営状況や利用状況等について御審議いただくとともに、自然教室や指定管理者の主催する事業等について御意見をいただいております。昨年度の1回目は、委員の皆様から自然の家のスタッフが安全第一かつ柔軟な対応をしてもらっているという御意見や、自然体験をする施設であるという意識を利用者側が持って、ある程度の不便さを感じさせることも大切ではないかという意見もいただきました。2回目では、委員からはスタッフの対応の良さやトイレの改修、照明のLED化による館内の使いやすさといった好意的な御意見を多数いただきました。また、物価の上昇等に伴う食堂の食材の改定、メニューの改定について自然の家

から提案があり、委員の皆様にも了承をいただいたところです。

今年度も2回の運営協議会を計画しております。昨年5月にコロナが5類に移行し、利用者数もコロナ禍の数年間よりは増加してきましたが、5万9,500人の利用があった2015年度のピーク時と比べると、まだまだ6割ほどの回復となっております。少年自然の家の運営について、今年度も委員の皆様から忌憚のない御意見をいただき、よりよい少年自然の家の運営、そして利用者数のより一層の回復につなげていきたいと思っております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○**廣瀬教育長** ありがとうございます。ただいまの説明について、御確認、御質問よろしいでしょうか。

特にないようですので、御異議なければ原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**廣瀬教育長** それでは、御異議ないようですので承認としたいと思います。

#### 議案第15号 四日市市社会教育委員の委嘱について

○**廣瀬教育長** 続いて、議案第15号、四日市市社会教育委員の委嘱についての説明をお願いします。

○**澁谷市民生活課長補佐** 市民生活部市民生活課の澁谷といたします。よろしくお願いいたします。

では、議案第15号、四日市市社会教育委員の委嘱についてでございます。社会教育委員に関することにつきましては、令和4年度から教育委員会から補助執行という形で市長部局であります市民生活部市民生活課が所管することになりましたもので、私のほうから御説明させていただきます。

資料のほうは、まず39分の20ページのほうを御覧ください。社会教育法の抜粋になりますが、社会教育委員につきましては、こちらの15条にありますように、市町村に置くことができるというふうに書いております。本市では次の21ページのように、四日市市社会教育委員設置条例を制定し、本条例に基づきまして委員の皆様の方の委嘱を行っております。現在11名の委員がいらっしゃいます。

資料のほう戻っていただきまして、17ページをお願いいたします。こちらが、本日の議案になります。資料に記載しております10名の方、今西光様、鈴木真弓様、長尾竜二様、早川知宏様、林理枝様、宇佐美義文様、越野雅代様、竹下すま子様、石田利博様、近

藤典子様の方を計10名の方々を社会教育委員として委嘱することについてお諮りいたします。

次の18ページを御覧ください。議案参考資料といたしまして、委員名簿案をおつけしております。全11名の委員のうち、ナンバー5番の四日市市自治会連合会代表の出口文彦委員を除く10名の委員の任期が今月末であります、令和6年5月31日で満了ということになりますので、改選に伴う委嘱を行うものでございます。名簿案には氏名、役職・団体名等、任期を記載しておりますが、本日お諮りします10名の委員任期につきましては、令和6年6月1日からの2年間となっております。ナンバー1の今西様からナンバー4の早川様までとナンバー6の林様におかれましては、今回、新たに委員をお願いする新規の委員の皆様になっています。ナンバー7の宇佐美様から11の近藤様までは、現在に引き続き委員をお願いする皆様になります。なお、ナンバー1の今西様からナンバー8の越野様までは、名簿に記載させていただいております各団体からの御推薦をいただいた方になりまして、ナンバー9の竹下様から11の近藤様までは事務局において引き続き御就任のお願いをしまして、内諾をいただいた方々になります。

資料19ページになりますが、ここに議案参考資料としまして、社会教育委員の活動内容等について記載いたしております。本市の社会教育に関する御意見を頂戴し、また御審議をいただく場として、四日市市社会教育委員会議を年間2回開催してございまして、毎回テーマを決め、社会教育に関する市の施策や取組などについて委員の皆様にご議論をいただいております。昨年度、令和5年度は、10月と2月の2回開催いたしました。10月の1回目の会議では、四日市版コミュニティスクールについて指導課より説明を行っていただいたほか、四日市市の生涯学習・社会教育関連の取組について全庁的な実施状況の取りまとめ結果を御報告し御議論をいただきました。また2回目の会議では、四日市市登校サポートセンターを見学していただいた上で、この取組についての御議論をいただきました。

社会教育委員の委嘱についての説明は以上になります。どうぞよろしくお願いたします。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問とか御確認等ございましたらお願いします。

よろしいですか。御異議なければ原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですので、原案のとおり承認といたしたいと思います。

**議案第16号 四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について**

○**廣瀬教育長** 続いて、議案第16号、四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命についての説明をお願いします。

○**草川指導課長** 指導課、草川でございます。よろしくお願いします。

39分の22、議案第16号、四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命についてです。

四日市市条例の第24号第4条に基づきまして、新規に5名の方、いじめ問題対策連絡協議会の委員に委嘱任命したいと考えております。よろしくお願いします。

各委員の役職や継続等につきましては、23ページ、次のページの参考資料に記載しております10名の方を御確認ください。

そして、24ページにありますように、この会議は各警察署そして児童相談所、法務局、さらには、いじめ防止等に関する機関及びその団体におきまして、いじめ防止対策について連携が図られるように情報交換を行うものです。

いじめの状況ですが、文部科学省の調査、認知件数、そしていじめ発見のきっかけ、いじめの対応、教育委員会の取組などを紹介しております。25ページにつきましては、本協議会の設置に関する法令等の抜粋が挙げてございますので、また御覧ください。

以上でございます。よろしくお願いします。

○**廣瀬教育長** ありがとうございます。ただいまの説明について、御確認、御質問等ありましたらお伺いします。

○**伊藤委員** この協議会は、以前から大体年間1回開催ということなんですけど、連絡しているいろんなそれぞれの取組を報告したわけですね。事例検討する中という視点からいって、いじめにはいろんな動きが出てきていると思うんですが、年1回の開催で委員の皆さんもこの協議会の意義であるとか、そこが担うことというのが大体それでやれるのかなというその辺の意見はないのでしょうかね。

○**草川指導課長** 私も1回でいろんな盛り込んだ形で、いろんな情報交換というか情報共有しているのですが、日程調整も含めて、これで今のところ何とかやっているというような感じです。それで、特に事例検討もさせていただくわけですが、架空の事例検討、結構四日市の問題をクローズアップして、それを盛り込んだ形でいろんな関係機関が関わるような事例を挙げて、それぞれの立場でどんなふうにか考えるかというのを情報交換するとい

うようなことで、それについて効果的には足りています。年1回ということをやっています。

○廣瀬教育長 よろしいですか。

○伊藤委員 連絡をしてね、それぞれどう取り組んでいくかっていう確認も大切なことなので、それはその回数でもいけるのかなと思いつつも、委員の皆さんが何かちょっと中途半端でという感覚を持ってみえるんだったら、今後考えていかないといけないのかなということです。これも、この議案そのものにどうこうということではないんですけども、この連絡協議会の在り方みたいなところは、考えていかなきゃならないのかもというふうなことで、意見を述べさせてもらいました。

○廣瀬教育長 いじめ問題の対策に関して総合的に考える中で、この協議会の位置づけというものを見直す必要があるのかなと思います。また、新しい組織を検討しているところでもありますので、総合的にこの位置づけを検討していきたいと思います。ありがとうございます。

御異議なければ、原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 特に御異議ないようですので、承認といたしたいと思います。

これより、さきにお諮りしました非公開の案件に入ります。傍聴者の方はお見えになりませんね。